

議案第102号一般会計補正予算案に反対、請願第2号治安維持法犠牲者に国家賠償を求める意見書提出を求める請願に賛成、の討論

日本共産党 鳥取市議団 角谷敏男

私は、共産党議員団を代表し、議案第102号一般会計補正予算案に反対し、請願第2号治安維持法犠牲者に国家賠償を求める意見書提出を求める請願に賛成し、それぞれの理由を述べ討論をします。

まず、一般会計補正予算案についてです。今議会に提案された中には、市庁舎新築関係の補正予算と債務負担行為補正があります。この補正提案は、中核市移行のために庁舎として使おうとした駅南庁舎に保健所を設置し、新市庁舎の当初の計画を変更して、金額が1.5倍となり、その結果基本設計等にかかる費用が増額するものです。

私は一般質問で、市町村合併の評価が行政と市民では大きくかけ離れたものであり、この10年間市民サービスもよくなっていないこと、また中核市移行に関するサービス内容の情報は2100事業のなかの一部を例示的に示しているだけで、市民が理解・判断できるものではないこと、さらに特例市に対する市民の評価は極めて低いものであつと、一般質問で指摘しました。これまでの都市づくりを見直し、まち・地域づくりの将来像と方針をあらためて、さらなる広域的な自治体づくりとなる中核市移行を中止すべきです。

既存の保健所施設の継続的な利用は、全く検討していません。市長は、新市庁舎の完成年度と中核市移行による市保健所の開設年度とのタイムラグとなる2年間の暫定利用について、「県と協議する」といわれました。今後も中核市移行・市庁舎整備について、型を取った判を押すように「市民に丁寧な説明をする」と繰り返し答弁をされています。それでは市民は納得しません。市民が求める「税金の無駄遣いをやめて、公共施設は有効活用してほしい」との要望に正面からしっかりと応え、まず駅南庁舎と保健所の双方のライフサイクルコストも示して、メリット・デメリットの総合的な比較・検討を少なくともおこなうべきです。新市庁舎の「費用の抑制・事業費のさらなる縮減」といわれる、

市長の言葉の真剣度がまさに厳しく問われています。(以上が討論の要旨です)

次に、請願についてです。不採択の理由は、「地方議会で判断すべき内容を超えており、国や司法の場で判断されるべきもの」というものです。

この治安維持法は、1925年3月に施行され、1945年10月に廃止されました。国家権力によってその支配体制に抵抗した社会主義者にとどまらず、宗教者、学者、学生、文化人などに対して、あらゆる暴力と虐待が加えられた最悪、最大の人権弾圧法でした。

令状なしで検束、家宅搜索、長期拘留し、当時の刑法でも禁止されていた拷問などで自白を強要し、特別高等警察と憲兵に嫌疑をかけられ取り調べを受けた人たちは数十万人に及び、多くの人たちが犠牲となりました。

こうした犠牲者は、国からの謝罪も名誉回復も補償もなく今日に至っていません。政府は、治安維持法は戦前のことであり、政府が責任を持つのは1979年の自由人権規約批准以降であるとしています。しかし、国際ルールとして確立し、1970年に効力が発生した「戦争犯罪及び人道に反する罪に時効は不適用に関する条約」は、日本はこの条約の採択で棄権し、批准していません。

日本弁護士連合会は、治安維持法について「日本の軍国主義的傾向に反対する者はもちろん、一切の批判的言動にして、弾圧の武器となったこと、この意味においては、日本国民全体が治安維持法の被害者であった」「治安維持法犠牲者は、日本国憲法の基本原則からすれば、その行為は高く評価されなければならないものである。この被害者が受けた当時の法律からしても違法となる行為については、日本国憲法の国家賠償規定からすれば、当然補償されなければならない」と述べ、国家賠償を求めています。

この請願を審議した委員会のなかで、この法律が「日本共産党をはじめ、皇室や私有財産制を否定する暴力的革命を取り締まる法律であった」という発言がありましたが。この法律の目的は、当時の国家権力が国民主権を奪い、天皇主権の「国体の変革」「私有財産制を否認すること」を目的とする結社の組織・加入・扇動などを罰するとしたものです。国体とは天皇が絶対的な権力をもつ戦前の政治体制であり、「私有財産制度の否認」とは社会主義的な思想や運動を振(ね)じ曲げた政府の表現です。社会主義者や自由主義者などの思想とその運動を取り締まり、思想信条・表現・言論の自由を奪うためにつくり、戦争への道をすすむにしたがって、刑罰が最高10年だったものを、国体変革の目的は死

刑や無期懲役に改悪し、「結社の目的遂行罪」もつくり、宗教団体の教義・信条さえもつながるとされ、国民全体が弾圧の対象となり、人権と自由を奪っていたものです。

戦後、法律は廃止されましたが、犠牲者に対しては「将来に向かってその刑の言い渡しを受けなかったものとみなす」とされただけで、何の補償も賠償もされませんでした。委員会では、「国会で一定の方向が出ていることは評価したい」との意見や今回の不採択理由である「国や司法の場で判断されるもの」との理由がありますが、昭和51年9月参議院で当時の総理大臣が、「その当時は有効な法律であり、それに対する謝罪とか賠償というような考えはない」と答弁し、戦前の治安維持法を肯定し、歴史の教訓を汲み取ってはいません。だからこそ、この請願は、国家・政府が憲法に保障された国民の普遍的な人権と自由、民主主義を擁護するという重要な問題として、ドイツやイタリアでは第二次大戦後に、政府が犠牲者に対しておこなったように、謝罪と賠償をもとめているものであり、採択をすべきであります。

以上で、議員各位の賛同を心からお願いして、討論を終わります。